

【目的】

- ・ 犯罪被害者等のニーズに応じ、複数の関係機関・団体が有する利用可能な制度・サービスを包括して、漏れのない支援を届ける
- ・ 犯罪被害者等が制度等を利用する際の負担軽減

【概要】

①相談の受理

犯罪被害者等から電話やメール等で相談があれば、相談受理機関は被害内容等を聴取

②情報集約（複数機関等の支援が必要な場合）

犯罪被害者等の同意を得たうえで、コーディネーター（県）に連絡

③コーディネーターによる支援

犯罪被害者等のニーズの把握⇒支援計画の立案

⇒犯罪被害者への支援計画の説明

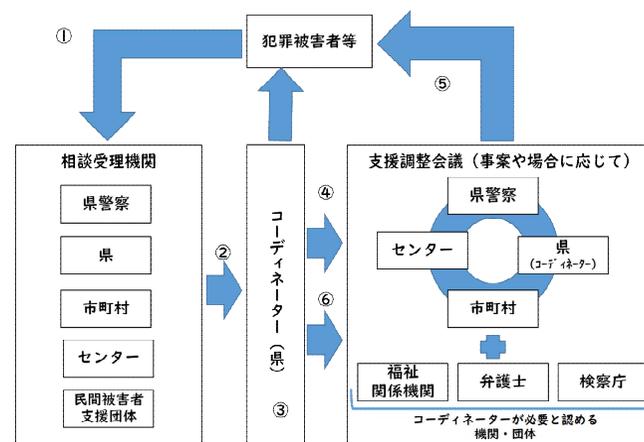
④支援調整会議の開催（事案や場合に応じて）

関係機関と支援計画の調整・決定

⑤支援の提供

⑥支援計画の進捗状況の確認、見直し

支援提供開始後の面談等で、新たなニーズや課題が発生した場合は、関係機関等と再調整・協議を行い、支援計画の見直しを図る



【今後の予定】

- ・ 体制構築に向けた県、県警察、センター、市町村（高知市等）での4者協議（12月～令和8年2月頃）
- ・ 支援調整会議設置要綱の施行、県にコーディネーターを設置（令和8年4月）
- ・ 関係機関及び県民への周知（体制構築後）